田北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

上

◇ 公 告 ページ
○ 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】
○ 大規模小売店舗の新設の届出(2件)【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】
○ 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】

北九州市公告第653号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月28日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び数量家庭ごみ収集用指定袋 780万枚
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日令和5年9月15日
- 4 落札者の名称及び住所株式会社テライ大阪市東淀川区上新庄一丁目2番7号
- 5 落札金額 4,664万5,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和5年8月4日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市公告第654号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和5年9月28日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 TSUTAYA朝日ヶ丘店 北九州市小倉北区朝日ヶ丘17
- 2 大規模小売店舗を設置する者 九電不動産株式会社 代表取締役 大神徳仁 福岡市中央区薬院一丁目13番8号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社谷弥 代表取締役 谷弥壽彦 福岡県直方市神正町3番32号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年5月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,600平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

6 8 台

- (2) 駐輪場の収容台数
 - 16台
- (3) 荷さばき施設の面積
 - 20平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 - 9 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後10時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数6箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日令和5年9月15日
- 9 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市小倉北区役所総務企画課
- 10 縦覧期間

この公告の日から令和6年1月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年1月29日までに北九州市産業 経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出する こと。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第655号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和5年9月28日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 西松屋新小倉井堀店 北九州市小倉北区井堀三丁目18番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和6年5月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,158平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

4 4 台

- (2) 駐輪場の収容台数20台
- (3) 荷さばき施設の面積55平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 3 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後11時まで
- 8 届出年月日令和5年9月19日
- 9 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市小倉北区役所総務企画課
- 10 縦覧期間

この公告の日から令和6年1月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年1月29日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第656号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則(昭和46年北九州市規則第71号)第16条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月28日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 廃止年月日及び廃止番号令和5年9月28日 第7号
- 2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市小倉南区葛原一丁目299		
6番14、2996番144、29	4.00	58.15
96番158及び2996番159		